

一般競争入札等に参加する者に必要な資格等

平成 14 年 3 月 15 日

告示第 11 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日告示第 60 号

令和 6 年 4 月 1 日告示第 44 号

令和 7 年 4 月 1 日告示第 26 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 14 年 4 月以降町が発注する工事若しくは測量・建設コンサルタント等業務契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに当該資格審査の申込みの時期及び方法等について、次のように定める。

（競争入札に参加することができない者）

第 1 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合のほか、競争入札に参加することができない。

- 1 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 2 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（工事契約についての指名競争入札参加者の資格）

第 2 工事の請負契約（以下「工事契約」という。）のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事、建築一式工事、管工事、水道施設工事に係る競争入札に参加することができる者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果等を基準に審査を行った資格を要件として、工事の契約予定金額に応じ、次のとおり区分し格付けされる資格を有する者とする。なお、その他の工事にあつては、建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果をもって格付等級に代えるものとする。

- 1 土木工事
 - 一般土木工事 A、B、C、D 及び E の 5 等級
 - アスファルト舗装工事 A、B 及び C の 3 等級
 - 管工事 A、B 及び C の 3 等級
 - 水道施設工事 A、B 及び C の 3 等級
- 2 建築工事
 - 建築一式工事 A、B、C、D 及び E の 5 等級

（工事契約についての一般競争入札参加者の資格）

第3 工事契約についての一般競争入札に参加することができる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査を受けた者とする。

（測量・建設コンサルタント等業務契約についての競争入札参加者の資格）

第4 測量、地質その他の調査、建築一式工事・管工事・電気工事の設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント契約（以下「測量・建設コンサルタント等業務契約」という。）に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる事項の審査を受けた者とする。

- 1 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録の有無
- 2 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録の有無
- 3 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録の有無
- 4 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録の有無
- 5 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録の有無
- 6 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録の有無
- 7 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録の有無
- 8 司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録の有無
- 9 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録の有無
- 10 希望する業務の実績
- 11 従業員の数及び技術者の経歴
- 12 資本の額
- 13 設備等の状況
- 14 営業年数
- 15 直前決算における貸借対照表及び損益計算書

（入札参加資格審査申請書の提出時期）

第5 工事又は測量・建設コンサルタント等業務契約に係る競争入札に参加する資格を得ようとする者は、別に定める方法により、入札参加資格審査申請書を基準年（平成12年を第1とする隔年）の2月1日から2月20日までに町長に提出しなければならない。ただし、追加提出は、毎年9月1日から9月10日まで及び基準年以外の年の2月1日から2月10日までに、別に定める方法により、入札参加資格審査申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書は、指名競争入札参加資格審査申請書を兼ねたものとする。

(競争入札参加者の資格の有効期間)

第6 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る競争入札参加者の資格の有効期間は、基準年の4月1日から翌々年の3月末日までとする。定期の受付期間以外に提出した場合の資格の有効期間も一斉受付の有効期間満了日までとする。なお、新たな資格の決定が行われるまでは、引き続きその効力を有するものとする。

(入札参加資格審査申請書記載事項の変更届)

第7 入札参加資格審査申請書を提出した者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 営業所の名称及び所在地並びに電話番号
- 3 建設業者の許可番号及び許可年月日
- 4 法人にあつては、その代表者及び受任者の氏名
- 5 個人にあつては、その者の氏名及び受任者の氏名

(資格の承継に伴う申請)

第8 競争入札の参加資格を有する者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げるものにあつては、入札参加資格承継申請書に、該当事由を証する書面を添えて申請しなければならない。

- 1 個人が死亡したときは、その相続人
- 2 個人が法人を設立したときはその法人
- 3 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人
- 4 その他町長が承継したと認めるもの

附 則

この告示は、平成14年3月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。